

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の  
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「ハゆう」ちゃん

## 「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当)	<b>1年目</b> <b>20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目</b> <b>20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額	<b>3年目</b> <b>10万円</b>

### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう  
手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として  
社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、  
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

## キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険加入時期	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
手当の支給等(6か月分)	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
支給申請期間(2か月間)															
キャリアアップ計画書															

令和6年1月31日までに提出(特例期間)

★ 給与・手当の支給

第1期支給対象期  
第2期支給対象期

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。

(※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を開始する場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

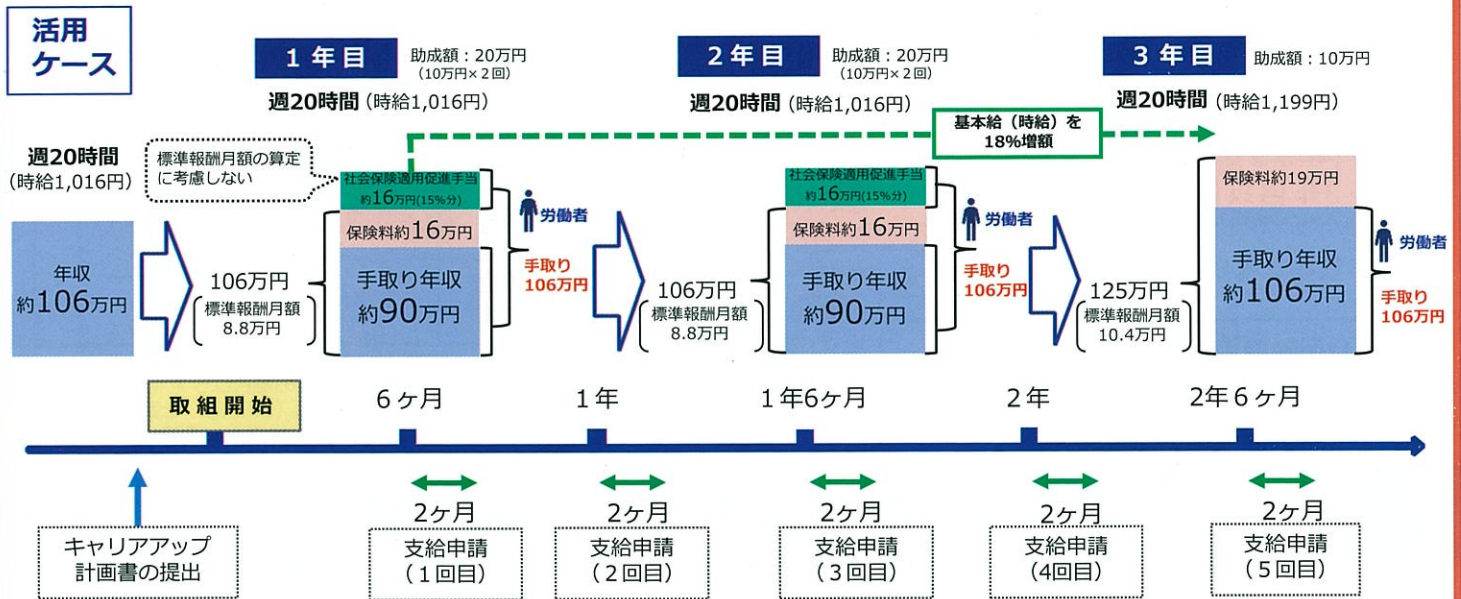
# 社会保険適用時処遇改善コースの概要

## ① 手当等支給メニュー

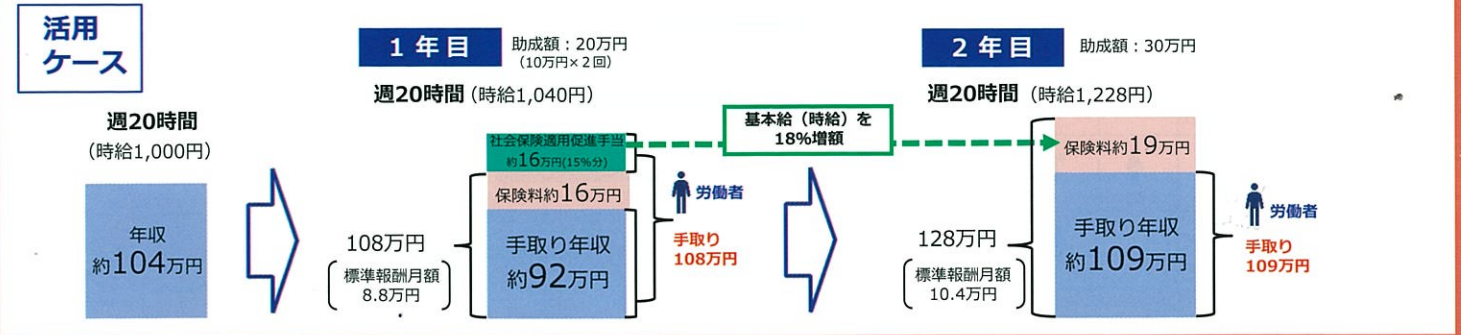
事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人あたり助成額
1年目	① 賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の <b>15%以上分</b> を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当）	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに <b>10万円×2回</b> <small>（大企業は7.5万円×2回）</small>
2年目	② 賃金の <b>15%以上分</b> を労働者に追加支給する（社会保険適用促進手当）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに <b>10万円×2回</b> <small>（大企業は7.5万円×2回）</small>
3年目	③ 賃金（基本給）の <b>18%以上</b> を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）		6か月で <b>10万円</b> <small>（大企業は7.5万円）</small>

(※) 社会保険適用促進手当は、毎月の手当として支給することが想定されますが、数ヶ月分をまとめて支給することも可能です。



◆ 2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）します。



各メニューの詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
Q&Aや他の活用ケースの例も掲載しています。



## ② 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。  
以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人当たり中小企業で30万円  
(大企業の場合は22.5万円)を支給します。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月で <b>30万円</b> (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		5%以上		
③	2時間以上 3時間未満		10%以上		
④	1時間以上 2時間未満		15%以上		

## ③ 併用メニュー

	要件	申請時期	1人当たり助成額		
1年目	賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の 15%以上分を労働者に追加支給すること (社会保険適用促進手当)	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月ごとに <b>10万円×2回</b> (大企業は7.5万円)		
2年目	上記の取組を行った上で、 以下のいずれかの取組を行うこと			6か月で <b>30万円</b> (大企業は22.5万円)	
	週所定労働時間の延長				賃金の増額
	① 4時間以上				—
	② 3時間以上 4時間未満				5%以上
③ 2時間以上 3時間未満	10%以上				
④ 1時間以上 2時間未満	15%以上				

### 活用ケース

週20時間  
(時給1,000円)

年収  
約104万円

1年目 助成額：20万円  
(10万円×2回)  
週20時間(時給1,040円)



2年目 助成額：30万円

週22時間(時給1,144円)  
週2時間延長、基本給(時給)10%賃上げ



キャリアアップ計画書を作成したら、  
事業所の住所を管轄する労働局または  
ハローワークに提出してください。  
(窓口、郵送、オンライン (※オンラインについては準備中です))

- ◆ 郵送の場合は、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書留など、必ず記録が残る方法で郵送してください。

なお、提出期限※までに届いている必要がありますのでご注意ください。

※令和5年10月1日から令和6年1月31日までの間に取組を始めた場合は、令和6年1月31日まで。  
令和6年2月1日以降に取組を始める場合は、取組を開始する前日まで。

- ◆ 書類に不備がある場合は受理できませんので、早めの提出をお願いします。

お問い合わせ先・提出先	管轄区域	電話番号
京都労働局 助成金センター	京都市、亀岡市、南丹市、 向日市、長岡京市、八幡市、 船井郡、乙訓郡	075-241-3269
ハローワーク宇治	宇治市、城陽市、久世郡、 綴喜郡のうち宇治田原町	0774-20-8609 ※部門コード:32#
ハローワーク京都田辺	京田辺市、綴喜郡のうち 井手町、相楽郡のうち精華町	0774-65-8609
ハローワーク木津	木津川市、相楽郡のうち 笠置町、和束町、南山城村	0774-73-8609
ハローワーク福知山	福知山市	0773-23-8609
ハローワーク綾部	綾部市	0773-42-8609
ハローワーク舞鶴	舞鶴市	0773-75-8609
ハローワーク峰山	京丹後市	0772-62-8609
ハローワーク宮津	宮津市、与謝郡	0772-22-8609

※令和6年4月よりハローワーク宇治、京都田辺、木津の管轄区域についても助成金センターが窓口となります。

※受付時間は平日8時30分から17時15分までになります。

「年収の壁・支援強化パッケージ」について詳しく知りたい方は、  
「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)  
0120-030-045 までお問合せください。